



許可番号第 6620005546 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府高槻市上田辺町19番8号
氏名 都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和2年10月15日

許可の有効年月日 令和7年10月14日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎・切断

産業廃棄物の種類：

- | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類 |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

処分の方法：選別

産業廃棄物の種類：

- | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類 |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：①破碎・切断施設 ②選別施設
(2) 設置場所：①②大阪市大正区鶴町4丁目12番18号
(3) 設置年月日：①②令和2年7月20日
(4) 処理能力：①17.1m³/日 ②539.1m³/日

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年10月15日 当初許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無